

◆ 武藏村山市自殺対策計画 ◆

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、国を挙げて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、直近5年の平均で年間15人前後の方が自殺によって命を落とされています。このことから、自殺対策基本法の趣旨及び第13条の規定を鑑み、これまで「健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、新たに総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「自殺対策についての計画」として位置付け、自殺対策計画を策定します。

この自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進します。

◇ 取組の方向性

【基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

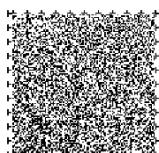
「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気付き」が重要です。だれもが早期の「気付き」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図り、「気付き」のための人材育成の方策を充実します。

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「だれにでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合にはだれかに援助を求めることが適當であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。



第2節 市と市民が一体となった地域づくり

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。だれもが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童・生徒が社会において、今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、市内小・中学校でSOSの出し方に関する教育を継続して実施していきます。

【重点施策】

1 高齢者を対象とした自殺対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族が公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまう等、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

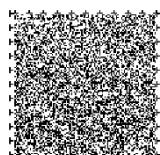
これらのこと踏まえ、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて自殺対策の啓発を強化していきます。また、地域住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会の実現等の施策と連動した事業展開を図ることで、自殺対策を推進していきます。

2 生活困窮者を対象とした自殺対策の推進

生活困窮者はその背景として、虐待、依存症、介護や失業等の多様かつ広範な問題を抱えており、また、これらの問題を複合的に抱えている場合もあります。様々な背景を抱える生活困窮者には、自殺リスクが高いことを認識し、対象者の背景を踏まえた支援を実施します。あわせて、生活困窮者自立支援制度との連携も進めています。

3 無職者・失業者を対象とした自殺対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は高いことが知られています。無職者・失業者は就労や経済の問題を抱えているだけでなく、疾病や障害、人間関係の問題等を重層的に抱えている場合があります。そのため、対象者の状況を的確に把握し、就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みについて、迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図ります。



第4章 基本計画

【自殺対策計画の指標設定の考え方】

だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を成果として捉え、成果を測るための指標として「本市における平成27年度と比較した場合の自殺者数の減少割合」を設定します。また、目標達成に向けた活動指標は、以下の7つを設定します。

なお、自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」に基づき、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること」とし、本成果指標の数値設定もこの基準に準じます。

成果指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	
本市における平成27年度と比較した場合の自殺者数の減少割合	27.8%	30%以上	
取組指標	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
自殺対策推進協議会(仮称)の開催	未開催	年2回	健康推進課
ゲートキーパーの養成者	延べ266人	延べ511人	健康推進課
強化月間に合わせた展示	1か所	3か所	健康推進課
相談先一覧の配布協力機関	新規	3か所	健康推進課
自死遺族向けリーフレットの配布窓口	1か所	3か所	健康推進課
SOSの出し方に関する教育実施校	市内小・中学校全校	市内小・中学校全校	教育指導課
市内小・中学校に対して相談先に関するリーフレットを配布	0%	100%	健康推進課 教育指導課

